

## 平成30年第5回那珂川町議会定例会

### 議 事 日 程 (第3号)

平成30年12月6日(木曜日) 午前10時開議

- |       |        |   |        |
|-------|--------|---|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 那珂川町債権管理条例の制定について                       | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について             | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について    | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について            | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について                | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 那珂川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について           | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について             | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成30年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の議決について          | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について      | (町長提出) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成30年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決について     | (町長提出) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成30年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議決について  | (町長提出) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成30年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1号)の議決について        | (町長提出) |

日程第14 議案第14号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者  
の指定について (町長提出)

日程第15 請願第1号 町道芳井線交差点改修に関する請願について  
(総務産業常任委員長報告)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番	福田浩二君	2番	吹場寿郎君
3番	大金清君	4番	川俣義雅君
5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者 兼会計課長	橋本民夫君	総務課長	高林伸栄君
企画財政課長	益子雅浩君	税務課長	小松重隆君
住民課長	薄井桂子君	生活環境課長	大武勝君
健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援 課長	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会 事務局長	大森新一君
学校教育課長	板橋了寿君	生涯学習課長	佐藤裕之君

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 笹沼公一

書記 岩村房行

書記 長 家佳奈子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。
- 

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小川洋一君） 日程第1、議案第1号 那珂川町債権管理条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

きのうとおとといと2日間にわたりまして一般質問、本当に貴重なご提言をいただきましてありがとうございます。また、本日は12月議会の最終日となりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町債権管理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町が保有している債権は、町税や保険料を初め、保育料、手数料、使用料、貸付金の返還金など多岐にわたっております。これらの債権はいずれも町にとって貴重な財源であり、これらを適正に管理することは住民負担の公平性の確保と円滑な財政運営にとって必要不可欠

であります。

水道料金などの私債権などは、強制執行や徴収の緩和措置となる根拠条文が各法令に分かれて規定されていることで、債権保全に必要な手続や権利放棄のルールなどがその種類によって異なっていることなどから、効率的で統一的な事務を進める上で大きな妨げとなっております。

こうしたことから、この条例において債権の発生から保全、消滅までの手続を明確にし、事務処理について必要な事項を定めることにより、町の債権の管理の適正化を図るため、新たに条例を制定するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（小松重隆君） 補足説明を申し上げます。

この条例は、町の債権の管理に関する事務処理について、必要な事項を定めることにより町の債権の管理の適正化を図るために制定するものです。

第1条は、この条例の目的。

第2条は、定義で、条例中における用語の意義を定めるものです。

第3条は、町の債権の管理に関する事務について、他の法令等との関係について規定することで、この条例の適用関係を明確にするものです。

次のページに移ります。

第4条は、町の債権を適正に管理すべき町長の責務について規定するものです。

第5条は、町の債権の管理に関する事務を行うことについて、事務処理の基準を規定するものです。

第6条は、町の債権を適正に管理するために、台帳を整備することを規定するものです。

第7条は、町の債権を履行期限までに履行しないものに対する督促について規定するもので、地方自治法施行令第171条の確認規定です。

第8条は、保育料等の強制徴収公債権について、督促をしてもなお履行されないものに対して滞納処分等を規定するもので、地方税法等の規定に従って行う旨を確認する確認規定です。

第9条は、施設使用料などの非強制徴収公債権と水道料金などの私債権を合わせた非強制徴収債権について、督促後も履行されない場合の強制執行等の措置をとる場合と、強制執行

等の措置をとらなくてもよい場合について規定するもので、地方自治法施行令第171条の2の確認規定です。

次のページに移ります。

第10条は、町の債権の適正な保全管理のために、債務者の信用状態に不安が生じた場合等の履行期限の繰り上げについて規定するもので、地方自治法施行令第171条の3の確認規定です。

第11条は、町の債権について、債務者が強制執行、破産手続等の開始の決定を受けた場合には、直ちに執行裁判所や破産管財人などに対して回答要求や債権の申し出をするとともに、債権保全のために必要と認める場合は担保の提供を求め、また仮差し押さえなどの措置について規定するもので、地方自治法施行令第171条の4の確認規定です。

第12条は、法人が事業を休止した場合や債務者が所在不明になった場合、債権金額が取り立て費用に満たないと認められる場合の非強制徴収債権の徴収停止について規定するもので、地方自治法施行令第171条の5の確認規定です。

次のページに移ります。

第13条は、非強制徴収債権について、債務者が無資力またはこれに近い状態にあるなど、債務者の生活実態に照らし合わせて、その履行期限までに履行することが困難であるときは、履行期限を延長または金額を適宜分割する特約ができることを規定するもので、地方自治法施行令第171条の6の確認規定です。

第14条は、第13条の規定により履行期限の特約をした非強制徴収債権について、最初の履行期限延期の特約を行った日から10年を経過したものにおいても、なお無資力等により徴収の見込みがないときは、その徴収を免除ができることを規定するもので、地方自治法施行令第171条の7の確認規定です。

次のページに移ります。

第15条は、私債権の放棄に関する規定です。債権の保全のために最大限の努力をしてもなおその徴収が困難なものに関しては、不良債権の滞留をなくす観点からも、本条第1号から第6号に掲げる事由に限り限定的に債権放棄ができることを規定するもので、地方自治法第96条第1項第10号にいう権利の放棄に関する特別の定めに該当する独自規定です。

次のページに移ります。

第16条は、第15条の規定により、債権を放棄したときは議会に報告しなければならないことを規定するものです。

第17条は、委任の規定で、この条例の施行に関し必要となる事項については、規則により定める旨を規定するものです。

附則は、施行期日を平成31年1月1日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 那珂川町債権管理条例の制定は、町の債権の管理の適正化を図るためを目的として条例化されています。

そこでお伺いいたします。

第9条において、強制執行権で1号において担保の実行が示されておりますが、連帯保証人に対して履行請求することが述べられておりますが、その前段としての連帯保証人の設定ということがこの条例の中では述べられていないんですが、その設定の適用についてはどう考えているのか、お伺いします。

それから、第15条において私債権の放棄について定められました。これによって議会の議決がないと権利放棄ができなかった私債権が権利放棄ができるということになりますが、現在この条例が制定されることによって放棄される、放棄ができる私債権というのはどのくらいの件数と金額があるのか、お伺いします。

また、その放棄の後、議会に報告するとなっておりますが、これはこういったタイミングで報告されるのか、お伺いいたします。

以上、3点です。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（小松重隆君） 益子議員のご質問にお答えしたいと思います。

1問目の連帯保証人の設定がこの条例にないという質問につきましては、連帯保証人の設定につきましては、各債権、使用料等の根拠法令等によって位置づけされているものでありますので、この条例においては連帯保証人の設定については規定の法はございません。

質問の2点目、どのくらいの件数、金額があるのかにつきましては、税務課のほうで具体的な数字は把握しておりませんが、平成29年度の決算ベースでいきますと、私債権に係る滞納繰越額につきましては、総額で3,170万強の滞繰分があるかと思っております。このうちに該当

する案件があるかと思いますが、聞くところによると、時効の中断等で対応しているという話も聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、議会への報告のタイミングであります。決算議会のある9月議会で決算審査の中で十分に説明が得られるものということで、9月議会で報告することと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

○9番（益子明美君） 連帯保証人の設定条項なんです。その条項を条例中に書いている自治体もあるんですが、那珂川町としては各債権の根拠法令において位置づけされているというところで、特に条例に記載しなくてもいいというお考えということではよろしいのかどうか、もう一度確認させていただきます。

それと、私債権の滞納繰越分が3,170万円強あるとのお話でした。その全てが放棄の規定に全てが沿うわけではないと思うんですが、大体どのくらいこの条例によって放棄される予定がつかめられているのではないかと思いますので、詳しいところが現段階でわかっているところはお知らせいただきたいと思います。

以上、2点です。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（小松重隆君） ご質問の1点目の連帯保証人につきましては、各法令で決めているものを重視するというご理解をいただきたいと思います。

2点目の個別案件に関しましては、税務課のほうとしては把握しておりませんので回答のほうは控えたいと思いますが、実務者会議等で聞くところによると、時効の中断等で大半は時効の完成に至っていないというような話は伺っております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

○9番（益子明美君） 私債権の放棄に関して税務課のほうでは把握していないということですが、もし担当課のほうで把握している部分があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時16分



再開 午前10時18分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

答弁願います。

税務課長。

○税務課長（小松重隆君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

早急に税務課で主宰する実務者会議等を開催いたしまして、各課の状況を把握した上で後日お知らせいたしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

4番、川俣義雅君。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

○4番（川俣義雅君） 非常に細かいところなのですが、感覚的な問題かなとも思っているんですけども、一応どういうものかということで発言をします。

第13条の（2）の上から2行目、一番右側のほうに、「徴収上有利であると認められるとき」という言葉があるんですが、いささかあからさまな表現ではないかというふうに思うんです。ですから、「徴収上有利」という言葉ではなくて、例えば「妥当」とかそういう言葉で書かれたほうが役所の文書としては、私は穏当なのではないかと思いましたので、発言をいたしました。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町債権管理条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第1号 那珂川町債権管理条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第2、議案第2号 那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、多様な事業活動や雇用の場の創出などを通して、町産業政策の重要な役割を担い、その役割を果たしてきた中小企業・小規模企業が昨今の急激な人口減少、少子化、事業継承者不在、インターネットを利用した通信販売の増加などの急激な変化により、事業を継続していくことが困難な状態に陥ることが懸念されている状況を鑑み、中小企業・小規模企業の安定的な発展のため、それぞれの果たす役割を明確にすることで、その重要性や認識を共有し、町を挙げて取り組んでいくための施策とするため、制定するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 補足説明を申し上げます。

まず、第1条は、目的で、この条例で中小企業・小規模企業の振興のために基本理念や施策の基本となる事項を定めることにより、町の発展につなげることを目的としています。

第2条は、定義で、用語の意義を定めたものです。

次のページに移ります。

第3条は、基本理念を定めたもので、中小企業・小規模企業の振興を進める上で基本となる考えを定めたものです。

第4条から第10条までは、それぞれの立場での役割を定めたもので、町、中小企業、金融機関、支援団体などがそれぞれの役割を行動することで振興につなげるものです。

次のページに、2ページ飛ばしまして最後のページです。

第11条は、町が必要な財政措置を講ずるよう努力することについて定めたものです。

第12条については、町が行う振興施策について定めたものです。条例制定後により、具体的な方針について関係機関と協議する予定です。

附則は、施行期日を公布の日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、福田浩二君。

○1番（福田浩二君） この条例は、中小企業及び小規模企業にとってどんなメリットがあるのか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） メリットというご質問でございますが、中小企業・小規模企業の基本理念を明らかにし、また、今までの私たちの生活になくはないという認識を改めて、町全体で認識をすると、また、それによりましては、中小企業の振興を図り、もって町民生活の向上、地域経済の活性化を図ることができると考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

5番、益子純恵さん。

○5番（益子純恵君） 効果については今ご説明していただいたので、今回のこの那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例が町を挙げて取り組むべき施策ということで制定されるといふご説明をいただきましたけれども、実際に町内に事務所または事業所がある中小企業・小規模企業の数はいくらあるのか、教えていただきたいと思っております。

以上、1点です。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 事業所数ということでございますが、中小企業と小規模企業を分けてはございませんで、平成28年度の経済センサスによりますと、785事業所でございます。中小企業と小規模企業の区分けにつきましては、全員協議会でお配りをさせていただいた資料のほうに載っておりますので、ごらんをいただければと思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、ことし8月10日に国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間給与との比較における格差解消のために、基本給の平均0.16%を引き上げ、及び勤勉手当0.05月の引き上げ等の勧告を行いました。

これを受け、11月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、関係する条例を改正するものです。

また、あわせて国の特別職等の期末手当についても引き上げを行うことから、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当についても0.05月の引き上げを行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当と職員の給与及び勤勉手当等の改定を行うものです。

主な改正内容につきましては、議案書の後ろに添付してあります参考資料により説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、議員、町長、副町長、教育長の期末手当の改定ですが、1点目は、12月期の期末手当を0.05月引き上げて1.775月とし、年間3.35月とするものです。

2点目は、平成31年4月1日以降の期末手当について、総枠は変えずに6月期と12月期の支給月数を平準化するものです。

続きまして、裏面2ページ目をごらんください。

職員の給与及び手当の改定ですが、1点目は、月例給の引き上げです。民間給与との格差0.16%を埋めるため、平均0.2%の引き上げを行うものです。引き上げ額は、給与等級の等級に応じて若年層に重点を置いて、400円から1,500円の幅で行うこととなります。なお、適用は平成30年4月1日に遡及することとなります。

2点目は、勤勉手当の引き上げですが、民間の支給割合に見合うよう、12月期の勤勉手当

を0.05月引き上げるものです。

3点目は、特別職と同様に、平成31年4月1日以降の勤勉手当については、総枠は変えずに6月期と12月期の支給月数を平準化するものです。

4点目は、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当の改定で、限度額を4,200円から4,400円に引き上げるものです。

附則は、施行日及び適用を定めたもので、第2条を平成31年4月1日から、第1条を平成30年4月1日からとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第3号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決す

ることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第6、議案第6号 那珂川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年5月31日に公布されました学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行されます。この法改正により、学校教育法第104条に3項が追加されるため、項ずれによる引用条項を改正するものであります。

附則は、施行期日を平成31年4月1日とするものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第7、議案第7号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、水道事業について事業統合を行うものです。上水道事業と簡易水道事業の区分をなくし、1つの水道事業とするために、那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 補足説明申し上げます。

今回の条例改正は、水道事業の料金収入の減少や施設の更新費用の増大が懸念されることから、経営基盤を強化するために簡易水道事業を上水道事業に統合するものであります。

第1条で、上水道と簡易水道の区分をなくし、1つの水道事業とするものです。

第2条は、上水道及び各簡易水道の給水区域、給水人口、1日最大給水量をそのまま引き継ぎ、別表に新たな水道事業として給水区域、給水人口、1日最大給水量を1つにまとめたものです。

附則は、施行期日を平成31年4月1日とするものです。



以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号～議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第8、議案第8号 平成30年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決について、日程第9、議案第9号 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第10、議案第10号 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第11、議案第11号 平成30年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第12号 平成30年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第13、議案第13号 平成30年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、以上6議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第8号から議案第13号 平成30年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動及び人事院勧告に伴う職員人件費や国・県補助事業費の追加認定になったもののほか、今後の需要を見越した不足額などを計上するものであります。その補正額は7,000万円となり、補正後の予算総額は83億7,500万円となりました。

補正予算の主なものを申し上げますと、第1は商工費で、町へ企業誘致を促進するための企業立地奨励金の確定によるものなど、7,690万5,000円を計上しました。

第2は土木費で、急傾斜地崩壊対策事業費負担金のほか、町道維持補修費など1,887万3,000円を計上しました。

第3は農林水産業費で、基幹水利施設ストックマネジメント事業費のほか、県単農業農村整備事業の追加認定など、1,106万2,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰越金を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は職員人件費のほか、ケーブルテレビ施設管理運営費に20万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は6億5,020万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は職員人件費のほか、保険給付費及び諸支出金に340万円を計上するもので、その財源は国・県支出金及び支払基金交付金のほか、繰入金、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は19億5,488万4,000円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。職員人件費の減額のほか、施設管理費等に380万円を計上するもので、その財源は使用料及び繰入金は減額し、繰越金及び諸収入を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億1,380万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。今回の補正は施設管理費に266万3,000円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は5,366万3,000円となりました。

最後に、水道事業会計であります。簡易水道事業費の職員人件費の減額のほか、上水道事業費及び建設改良費に800万円を計上するもので、その財源は地方債を充てることとし、不足する財源につきましては当年度純利益を充てることといたしました。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計の補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算について、補足説明申し上げます。

一般会計補正予算書の8ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は50万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は25万円の増で、障害者自立支援事業費に係るもの、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は65万円の増で、県単農業農村整備事業費に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は6,860万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は6万5,000円の増で、職員人件費は人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものであります。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動に係るもの、及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものでありますので、以後説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は872万3,000円の減で、特別職人件費及び職員人件費の減額によるもの。

3目会計管理費の補正額は53万1,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

4目財産管理費の補正額は700万円の増で、町有財産管理費は町有バスの更新費用を計上するもの。

2項1目企画総務費の補正額は338万円の減で、職員人件費を減額するものであります。

10ページに続きます。

2目まちづくり費の補正額は80万円の増で、地域おこし協力隊費は特産品の販路拡大や起

業に向けた研修など、隊員旅費の増額によるものであります。

3 項 1 目 税務総務費の補正額は312万5,000円の減で、職員人件費の減額のほか、税務総務諸費は臨時職員の賃金を計上するもの。

4 項 1 目 戸籍住民基本台帳費の補正額は328万4,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

3 款 民生費、1 項 1 目 社会福祉総務費の補正額は1,531万3,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

11 ページに続きます。

2 目 障害者福祉費の補正額は812万8,000円の増で、障害者補装具費の増額のほか、障害者福祉諸費は国庫及び県支出金過年度返納金を計上するもの。

3 目 老人福祉費の補正額は41万1,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は職員人件費のほか、介護予防サービス事業費の増額に伴い、町からの繰出金を増額するもの。

4 目 総合福祉センター費の補正額は200万円の増で、小川総合福祉センター施設管理費は空調熱源機器更新設計業務委託費を計上するもの。

2 項 1 目 児童福祉総務費の補正額は113万5,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2 目 認定こども園費の補正額は1,253万円の減で、職員人件費の減額のほか、ひばり認定こども園費は受水槽給水ポンプユニットの修繕工事を計上するもの。

3 目 児童措置費の補正額は15万4,000円の増で、職員人件費のほか、児童措置諸費は子ども・子育て支援プランアンケート調査費及び施設給付費等事業費補助金の過年度返納金を計上するものであります。

12 ページに入ります。

4 款 衛生費、1 項 1 目 衛生総務費の補正額は65万2,000円の増で、職員人件費を減額するほか、健康管理センター管理費は床改修工事及び照明修繕費を計上するもの。

2 目 予防費の補正額は60万円の増で、母子保健事業費は高圧滅菌器等の備品購入費を計上するもの。

4 目 環境衛生費の補正額は35万9,000円の増で、職員人件費を増額するものであります。

13 ページに入ります。

5 款 農林水産業費、1 項 2 目 農業総務費の補正額は334万2,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

3 目 農業振興費の補正額は240万円の増で、農業振興諸費は高手の里排水路設置工事費の

ほか、農業後継者支援交付金及び園芸作物振興対策事業費を増額するもの。

5目農地費の補正額は521万5,000円の増で、基幹水利施設ストックマネジメント事業費は西の原用水施設改修工事が追加認定となり、負担金を計上するもの。県単農業農村整備事業費は小砂地区農道整備工事が追加認定になったもの。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は10万5,000円の増で、販路拡大のための職員旅費を計上するものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は670万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目商工業振興費の補正額は8,308万5,000円の増で、企業誘致推進費は企業立地奨励金の確定により増額するもの。

3目観光費の補正額は52万3,000円の増で、観光施設管理費はゆりがねの湯の施設修繕費のほか、青少年旅行村の枯れ木等伐採業務委託費を計上するもの。観光諸費はデスティネーションキャンペーン事業費の減額のほか、アフターDCに向けた準備として温泉キャンペーン事業費を計上するものであります。

14ページに入ります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は161万9,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

2目地籍調査費の補正額は114万6,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2項2目道路維持費の補正額は450万円の増で、町道維持補修費は通学路合同点検に伴う道路維持工事のほか、道普請事業費の増額によるもの。

3項1目砂防費の補正額は1,790万円の増で、急傾斜崩壊対策事業費は県実施工事に伴い負担金を計上するものであります。

15ページに続きます。

4項3目下水道費の補正額は400万円の減で、公共下水道事業費は職員人件費の減額により下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は910万4,000円の増で、特別職人件費のほか、職員人件費を増額するもの。

4項1目社会福祉総務費の補正額は780万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

5目美術館費の補正額は380万3,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は1,124万4,000円の減で、職員人件費を

減額するものであります。

16 ページに続きます。

5 項 1 目保健体育総務費の補正額は32万8,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

3 目給食センター費の補正額は316万8,000円の増で、職員人件費のほか、学校給食センター運営費は機器修繕のほか、高圧引込ケーブル更新工事費を計上するものであります。

10 款災害復旧費、1 項 1 目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は20万円の増で、10 月 1 日に上陸した台風24号の影響により発生した東戸田地区の災害に対して、復旧工事費補助金を計上するものであります。

17 ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は20万円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は20万円の増額で、職員人件費は5万3,000円の増で、給与改定によるもの。ケーブルテレビ施設管理運営費は14万7,000 円の増で、ケーブルテレビ再整備に係る研修のための職員旅費を増額するものであります。

10 ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8 ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は60万円の増。

2 項 1 目調整交付金の補正額は22万8,000円の増で、介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

2 項 3 目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の補正額は7万3,000円の増で、

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金の補正額は81万円の増で、介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は37万5,000円の増で、介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

2項2目地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業の補正額は3万6,000円の増で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。

9ページをごらんください。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の補正額は37万5,000円の増で、介護予防サービス給付費及び地域密着型介護予防サービス給付費の増による負担割合分の増額です。

3項1目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業の補正額は3万6,000円の増で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の給与改定に伴う人件費の増による負担割合分の増額です。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額86万7,000円は、介護予防サービス給付費増額分及び地域密着型介護予防サービス給付費増額分として61万2,000円、地域支援事業費増額分として4万7,000円、第1号被保険者保険料還付金増額分として20万8,000円に前年度繰越金を充てたものです。

10ページ、歳出に移ります。

2款介護給付費、2項1目介護予防サービス給付費の補正額は200万円の増で、要支援1、要支援2と認定された方の増加に伴う訪問看護やリハビリテーション、福祉用具貸与等のサービス給付費の増によるものです。

2項3目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は100万円の増で、要支援1、要支援2の方に対する小規模多機能型居宅介護サービスの増によるものです。

3款地域支援事業費、3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は19万2,000円の増で、給与改定による人件費の増であります。

7款諸支出金、1項1目第1号被保険者還付金の補正額は20万8,000円で、65歳以上の第1号被保険者に対する過年度分の介護保険料還付金の増であります。

11ページ以降は給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書 8 ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目使用料の補正額は 200 万円の減で、使用料の減少が見込まれたため減額するものであります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は 400 万円の減で、人事異動等による人件費の減のため、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は 971 万 8,000 円の増で、前年度繰越金であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は 8 万 2,000 円の増で、東京電力からの補償金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 1 目総務管理費の補正額は 29 万 4,000 円の増で、下水道使用料過年度還付と消費税確定による消費税であります。

1 項 2 目施設管理費の補正額は 350 万 6,000 円の増。職員人件費は 379 万 8,000 円の減で、人事異動等による減であります。施設管理費は 730 万 4,000 円の増で、修繕費は処理場の無停電電源装置の交換。賃借料は使用料システムリースの 2 カ月分。工事請負費は舗装修繕等のための増によるものであります。

10 ページからは給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は 266 万 3,000 円の増で、前年度繰越金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款農業集落排水事業、2 項 1 目施設管理費の補正額は 266 万 3,000 円の増で、委託料は管路点検業務委託料の増、賃借料は料金システムリースの 1 カ月分、工事請負費は施設の老朽化に伴う処理場と管路の舗装修繕であります。

以上で農業集落排水事業特別会計の補正予算の補足説明を終わります。



続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書の3ページをごらんください。

別表、企業債補正であります。建設改良事業費に係る起債の限度額を1億6,600万円から1億7,100万円に変更するものであります。

続きまして、5ページをごらんください。

補正予算実施計画により申し上げます。

収益的収入及び支出の収入であります。本年度の当初予算で6,100万円の純利益を見込む不均衡予算でありましたので、今回の費用に対する収入の補正は行わず、純利益を300万円減額するという予算としました。

続きまして、支出であります。1款上水道事業費用、1項1目原水及び浄水費の補正額は3万9,000円の増で、薬品費の増であります。

1項2目配水及び給水費の補正額は500万円の増で、矢又地区の配水管洗浄業務委託を計上いたしました。

4目総係費の補正額は96万1,000円の増で、人事異動及び給与改定による人件費の増によるものであります。

2款簡易水道事業費用、1項1目原水及び浄水費の補正額は11万4,000円の増で、薬品費の増であります。

4目総係費の補正額は311万4,000円の減で、人事異動等による人件費の減であります。

続きまして、資本的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1款上水道事業収入、2項1目企業債の補正額は500万円の増で、企業債借入額の増によるものであります。

続きまして、支出であります。1款上水道事業支出、1項2目配水設備費の補正額は500万円で、広瀬の送水ポンプの交換工事に伴う経費であります。

補正予算書2ページをごらんください。

前に戻りますが、2ページの第3条に記載されております資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額1億3,249万9,000円の内訳であります。当該年度分損益勘定留保資金は9,857万5,000円。消費税及び地方消費税資本的収支調整額は1,633万4,000円を1,670万4,000円に、また、建設改良資金積立金を1,759万円を1,722万円に補正するものであります。

6ページはキャッシュフロー計算書、7ページからは給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で一般会計及び特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

7番、鈴木 繁君。

○7番（鈴木 繁君） 一般会計の9ページになります。総務管理費の財産管理費の中の町有財産管理費で700万というバスの更新というお話があったんですけども、この時期に補正が上がってくるということは何かしらの理由があると思うんですけども、その辺の理由をお聞かせいただければと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 質問にお答えします。

今現在、町では37人乗りの中型バス、それから42人乗りの中型バス2台を所有しております。その中の1台、37人乗りの中型バスであります。ことしの7月のころにエンジンの不具合、それからエアコンの不具合ということで、修繕という見積もりをとりました。ところが、修繕に多大な費用がかかるということで、その費用対効果を考えまして、新たにマイクロバスを購入するということで考えております。

補正の時期ということですが、バスの製造につきましては3カ月程度かかります。そういったことを勘案し、年間に65日程度、この37人中型バスについては利用しておりますので、補正予算で対応いたしまして、4月からは使えるようにしたいということで今回補正をいたしました。

以上です。

○議長（小川洋一君） 鈴木 繁君。

○7番（鈴木 繁君） 更新の状況はわかりました。

今、課長の、今使っている中型バスからマイクロということで変更あったんですけれども、マイクロというと人数がたしか小型的な形になると思うんですけれども、中型から中型に移行しないで中型からマイクロに移行されたということなんですけれども、これに何か理由があるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先ほどもお答えしましたが、42人中型と言っていますが、実質大型のバスが1台ございます。それと今回の故障しているのが37人乗りということで、今での利用の状況を見ますと、中型バスでも十分に対応できるというような利用人数のそういった行事がございました。そういうことから、経費の節減も含めてマイクロバスに切りかえるということでした。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

5番、益子純恵さん。

○5番（益子純恵君） 一般会計、13ページの6款商工費、2目の商工業振興費の中に企業誘致推進費がありますけれども、9月の決算のときに企業立地奨励金を交付された企業の一覧表をいただきまして、その中で太陽光発電の事業者さんがとても多いように感じたんですけれども、太陽光発電に係る事業所さんのもしパーセンテージ、割合がわかりましたら教えていただければと思います。

以上、1点です。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） お答えいたします。

奨励金として出しております金額の割合でございますが、太陽光発電事業として補助金を出している割合は86.1%でございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第8号 平成30年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成30年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成30年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成30年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成30年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成30年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第14、議案第14号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第14号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」について、利用者の利便性の向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者の候補者、有限会社星種豚場を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 補足説明申し上げます。

参考資料をごらんください。

まず、管理を行わせる施設であります、那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」であります。

指定管理者に行わせる業務は、施設の維持管理及び運営に関する業務であります。また、利用の許可に関する事項やほかの取消し、利用の制限等に係る権限も含むものであります。

利用料金につきましては、指定管理者が条例に規定する額の範囲内で町長の承認を得て定

め、収入として収受し、施設の管理運営経費に充てるものです。

指定管理料につきましては、年額460万円を限度として年度協定で定め、施設の管理に必要な経費として町から指定管理者に支払うものです。

候補者選定の経緯であります。一般公募に応募した1事業者が候補者として適当かを審議するため、町商工会会長、税理士、近畿日本ツーリスト関東株式会社など外部委員5人によりまして、11月13日に選定委員会を開催し、事業者からのプレゼンテーション及び質疑・応答により審査を行いました。その結果を受けまして、指定管理者として有限会社星種豚場を指定するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 今回で2回目の指定管理者の指定ということになると思いますが、この当該事業者が3年間事業を運営されてきましたけれども、その運営状況というのはどのように把握されているのでしょうか。また、選定委員会ではその辺をどのような審査をされて評価をしているか、お伺いします。

それが1点と、指定管理料が減額されていると思いますけれども、その理由を述べていただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） お答えいたします。

星種豚場につきましては、平成28年度から指定管理者をお受けいただいて管理をいただいているところでございますが、28年度につきましては、前年度と比較しまして1,000名程度利用者がふえております。昨年、29年度は前年度に比較して約500人ほど利用者がふえてございます。審査の中でも、地域と連携をしながら誘客を図っているところが評価されて、また将来的に事業が順調に進むだろうということで、高い評価を得ているところでございます。

2点目の指定管理料の件でございますが、今年度につきましては520万円ということでございます。来年度からは460万円を限度という形でございますが、今までは旅行村のほうで土地を借用してございました。約5町歩ほど借りているわけなんです、その土地の使用料

の分を今回町のほうの予算のほうに入れまして、その分の減額プラス来年の消費税の増額プラス物価の上昇を見まして、460万円としてきたところでございます。

○議長（小川洋一君） 益子明美さん。

○9番（益子明美君） 指定管理料の件に関しては、事業者のほうも納得した上ということでよろしいのでしょうか。確認です。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） 納得した上でございます。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号 那珂川町青少年旅行村「那珂川グリーンヒル」に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第15、請願第1号 町道芳井線交差点改修に関する請願についてを議題とします。

本件については、今期定例会において総務産業常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務産業常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員長 石川和美君登壇]

○総務産業常任委員長（石川和美君） 請願第1号 町道芳井線交差点改修に関する請願書について、総務産業常任委員会の審査結果について報告いたします。

この請願は、9月21日に大森義夫氏、大森一良氏の2名を請願人代表として提出されたものであり、紹介議員は鈴木 繁議員と川上要一議員の2名であります。

請願の内容は、近年交通量の増加に伴い、芳井地区の県道蛭田喜連川線と町道芳井線との交差点において交通事故が多く発生していることから、町道芳井線のかさ上げ改修を求めるといふものであります。

当請願については、12月5日、常任委員会を開きまして、紹介議員及び所管課長並びに現地調査において請願人から説明や意見をいただき、慎重に審査いたしました。

審査した結果、地元住民から、以前より町に対してや、また議員を通じて要望してきた事案であり、地域住民の交通安全に寄与するものと認められることから、本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（小川洋一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での審査の経過と結果に対してのみを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 町道芳井線交差点改修に関する請願に対する委員長の報告は採択であります。

この請願を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。



---

◎閉会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。  
会議を閉じます。  
これにて平成30年第5回那珂川町議会定例会を閉会とします。  
ご起立願います。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時40分